

2000000087A (別冊)

= 平成12年度 厚生科学特別研究事業 =

特定機能病院における医療の安全確保を目指した
病院長の役割に関する調査研究

報告書

平成13年3月調査

特定機能病院における医療の安全確保を目指した病院長の役割に関する調査研究班

＝ 平成12年度 厚生科学特別研究事業 ＝

特定機能病院における医療の安全確保を目指した
病院長の役割に関する調査研究

報告書

平成13年3月調査

特定機能病院における医療の安全確保を目指した病院長の役割に関する調査研究班

『 目次 』

I. 研究の要旨と目的、研究方法	3
II. 特定機能病院の病院長職に関するアンケート調査報告	
1. 調査の概要	7
2. アンケート配布先特定機能病院一覧	8
3. アンケート調査結果 I 「質問事項と集計結果」	
◇病院長職に関する質問	11
◇副院長職に関する質問	17
◇病院長の権限に関する質問	21
◇病院長の人事権等に関する質問	25
◇病院運営に関連した質問	31
◇安全管理に関連した質問	39
◇その他回答まとめ	45
4. アンケート調査結果 II 「国公立と私立による比較検討」	51
5. アンケート調査結果 III 「クロス集計」	59
6. アンケート調査結果 IV 「解説」	65

1. 研 究 要 旨

2. 研 究 目 的

3. 研 究 方 法

1. 研究要旨

医療は国民の健康と生命の尊厳を守る重要な業務であり、その運用については法の定めるところにより適正に行われなければならない。中でも特定機能病院は医療法により、わが国の医療の診療、研究、教育にわたり最も高度な機能を持つ病院として位置付けられ、その業務、管理者の役割については詳細に規定されているところである。したがって、その管理者は特定機能病院の医療が十分機能すべきことを管理する責務があり、医療の安全確保が国民の付託に応えうるよう運営することは当然のことである。しかしながら、現在医療法により特定された特定機能病院は、大学医学部附属機関、厚生省管轄のナショナルセンター病院、防衛庁管轄の防衛医科大学校に所属するものがあり、さらに医学部附属病院にはその開設母体が国・公・私立と多様であり、その組織構築、経営管理面など、管理者の役割はさまざまな形態が存在する。その意味で、病院管理者の置かれた責務の範囲、意識は必ずしも画一的ではない可能性がある。従来、このような背景の存在は認識されていながら、特に安全な管理の視点から全国特定機能病院の管理者の役割を調査検討した報告はなく、本研究は最初の調査研究として、国民医療の安全確保において必須の研究とされる。

2. 研究目的

特定機能病院は、医療法により高度の医療提供、医療技術・開発および評価、医療に関する研修を行う場として位置付けられ、その管理者はこれらの円滑な遂行を行うことが義務付けられている。今日の医学・医療はますます複雑多様化しており、これら特定機能病院の管理運営ことに安全な医療の確保には多大な努力と緻密な管理が要求される。しかしながら、わが国特定機能病院の開設母体は国・公・私立多様でありその組織も一様ではない。その施設設備、人的配置、業務基準は法に定められているところであるが、今日の医学・医療の大きな変革の中で機能遂行にあたって十分対応しているか否かについてさらなる検討が望まれているところである。

本研究では、このような背景から、特定機能病院における医療の安全確保の観点から見た管理者のあり方を、特定機能病院に対するアンケート方式により実態の調査研究を行い、これに基づき多様化する組織、業務に対する管理者の位置付け、あり方を検討しようとするものである。これらの検討により、わが国の医療にかかわる最も高度な医療の診療・研究・教育を担当する特定機能病院の機能・運営をより強化し、国民の期待する安全な医療の遂行と開発に貢献しうる期待がある。

3. 研究方法

医療法に規定される特定機能病院の管理者の管理運営、特に医療の安全確保にかかわるあり方と役割について以下のような方法とした。

1. 全国82特定機能病院を対象にアンケート方式による現状の実態調査研究。

全国82特定機能病院における病院長の役割、位置付けについてアンケート方式による調査研究を行った。特に医療の安全管理の視点から調査を行い、それぞれの組織における病院長の位置付け、選出方法、職位、病院経営面からの職責など多様性がある可能性も否定できないことから、検討に必要と思われる項目は可能な限り収集した。

2. アンケートによって得られた資料の分析に基づき、近年の医学・医療の変革に対応する管理者の位置付け、職務などを検討し報告。

複数の特定機能病院の病院長を主軸に研究会を編成し、アンケート結果分析に基づいて、わが国の現状と問題点を検討した。これらの検討と現状把握に基づいて、特定機能病院の管理者の医療の安全確保面から見たあり方に関する意見を取り纏めた。

特定機能病院の病院長職に関する
アンケート調査 報告

【平成13年3月実施】

◆調査の概要

1. 調査テーマ

特定機能病院における医療の安全確保を目指した病院長の役割に関する調査研究。

2. 目的

特定機能病院は医療法により高度の医療提供、医療技術、開発および評価、医療に関する研修を行う場として位置付けられ、その管理者はこれらの円滑な遂行を行うことが義務付けられている。しかしながら、全国82特定機能病院の開設母体は国公立さまざまであり、その管理者たる病院長の位置付けも多様である。今回はこれらの背景の中にあって、医療の安全確保の観点から見た特定機能病院の管理者のあり方、意識について実態調査を進め、多様化する医学・医療に対応する特定機能病院病院長の医療の安全面から見た、望まれる位置付けおよびあり方を検討しようとするものである。

3. 調査対象

全国82特定機能病院の病院長。

4. 調査方法

特定機能病院の病院長あてにアンケートを送付し回答を得た。

5. 実施時期

平成13年3月

6. 回答者数・回収率

全国76の特定機能病院から回答があり、回収率は92.7% (76/82) であった。

アンケート配布先 特定機能病院一覧

No.	病院名	No.	病院名	No.	病院名
1	北海道大学医学部附属病院	36	富山医科薬科大学附属病院	71	高知医科大学医学部附属病院
2	札幌医科大学医学部附属病院	37	金沢大学医学部附属病院	72	九州大学医学部附属病院
3	旭川医科大学医学部附属病院	38	金沢医科大学病院	73	福岡大学病院
4	弘前大学医学部附属病院	39	福井医科大学医学部附属病院	74	産業医科大学病院
5	岩手医科大学附属病院	40	山梨医科大学医学部附属病院	75	久留米大学病院
6	東北大学医学部附属病院	41	信州大学医学部附属病院	76	佐賀医科大学医学部附属病院
7	秋田大学医学部附属病院	42	岐阜大学医学部附属病院	77	長崎大学医学部附属病院
8	山形大学医学部附属病院	43	浜松医科大学医学部附属病院	78	熊本大学医学部附属病院
9	福島県立医科大学医学部附属病院	44	名古屋大学医学部附属病院	79	大分医科大学医学部附属病院
10	筑波大学附属病院	45	名古屋市立大学病院	80	宮崎医科大学医学部附属病院
11	自治医科大学附属病院	46	藤田保健衛生大学病院	81	鹿児島大学医学部附属病院
12	獨協医科大学病院	47	愛知医科大学附属病院	82	琉球大学医学部附属病院
13	群馬大学医学部附属病院	48	三重大学医学部附属病院		
14	防衛医科大学校病院	49	滋賀医科大学医学部附属病院		
15	埼玉医科大学附属病院	50	京都府立医科大学附属病院		
16	千葉大学医学部附属病院	51	京都大学医学部附属病院		
17	国立がんセンター中央病院	52	大阪市立大学医学部附属病院		
18	東京女子医科大学病院	53	国立循環器病センター		
19	慶應義塾大学病院	54	大阪大学医学部附属病院		
20	東京医科大学病院	55	大阪医科大学附属病院		
21	東京医科歯科大学医学部附属病院	56	関西医科大学附属病院		
22	東京大学医学部附属病院	57	近畿大学医学部附属病院		
23	順天堂大学医学部附属順天堂医院	58	神戸大学医学部附属病院		
24	日本医科大学附属病院	59	兵庫医科大学病院		
25	昭和大学病院	60	奈良県立医科大学附属病院		
26	東邦大学医学部附属大森病院	61	和歌山県立医科大学附属病院		
27	帝京大学医学部附属病院	62	鳥取大学医学部附属病院		
28	日本大学医学部附属板橋病院	63	島根医科大学医学部附属病院		
29	東京慈恵会医科大学附属病院	64	岡山大学医学部附属病院		
30	杏林大学医学部附属病院	65	川崎医科大学附属病院		
31	横浜市立大学医学部附属病院	66	広島大学医学部附属病院		
32	聖マリアンナ医科大学病院	67	山口大学医学部附属病院		
33	北里大学病院	68	徳島大学医学部附属病院		
34	東海大学医学部附属病院	69	香川医科大学医学部附属病院		
35	新潟大学医学部附属病院	70	愛媛大学医学部附属病院		

アンケート調査結果 I

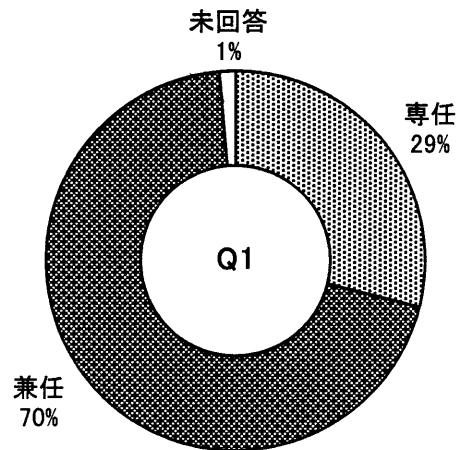
【質問事項と集計結果】

《病院長職に関する質問》

【Q1】～【Q7】

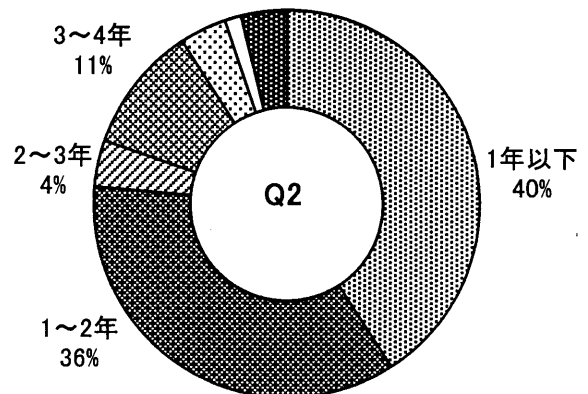
【Q1】病院長職は専任ですか兼任ですか？

- (1) 専任
- (2) 兼任



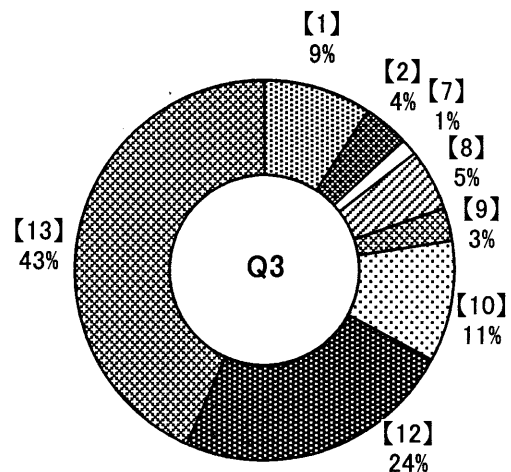
【Q2】あなたは病院長になって何年になりますか？

- (1) 1年以下
- (2) 1年以上2年未満
- (3) 2年以上3年未満
- (4) 3年以上4年未満
- (5) 4年以上5年未満
- (6) 5年以上6年未満
- (7) 6年以上



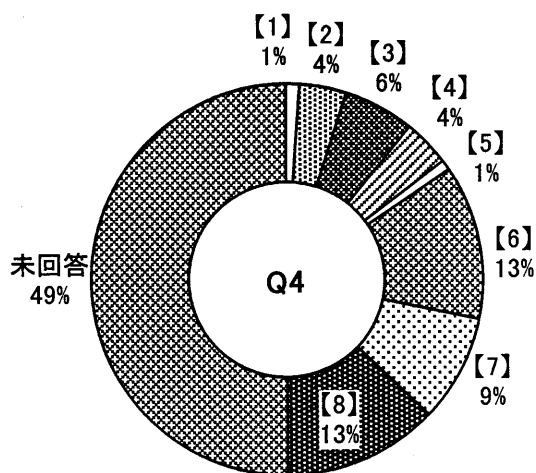
【Q3】病院長の選考はどのようにしていますか？

- (1) 理事長（運営責任者）の指名
- (2) 理事会の指名のみ
- (3) 理事会で1名を指名後病院運営会議等で信任投票
- (4) 理事会で1名を指名後教授会で信任投票
- (5) 理事会で複数指名後病院運営会議等で選出
- (6) 理事会で複数指名後教授会で選出
- (7) 選考委員会で1名選考し、候補者に対して病院運営会議等で投票
- (8) 選考委員会で1名選考し、候補者に対して教授会で投票
- (9) 選考委員会で複数を選考し、候補者に対して病院運営会議等で投票
- (10) 選考委員会で複数を選考し、候補者に対して教授会で投票
- (11) 病院運営会議等における直接選挙
- (12) 教授会における直接選挙
- (13) その他



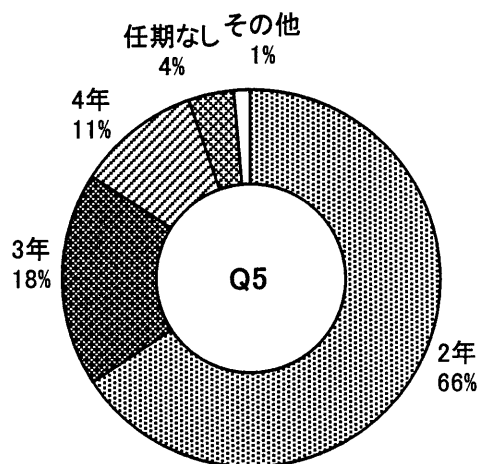
【Q4】 選考委員会をお持ちの施設に質問いたします。
構成員を選択してください。

- (1) 理事長
- (2) 理事
- (3) 学長あるいは総長
- (4) 医学部長あるいは研究所長
- (5) 現病院長
- (6) 臨床系教授あるいは研究所長
- (7) 基礎系教授あるいは研究所の部長
- (8) その他



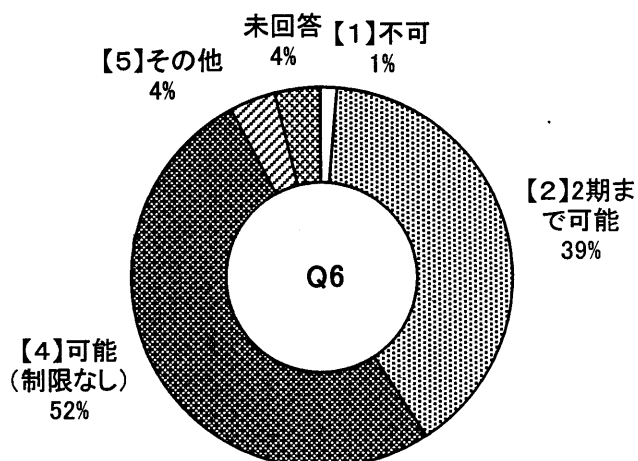
【Q5】 病院長の任期は何年ですか？

- (1) 2年
- (2) 3年
- (3) 4年
- (4) 任期なし
- (5) その他



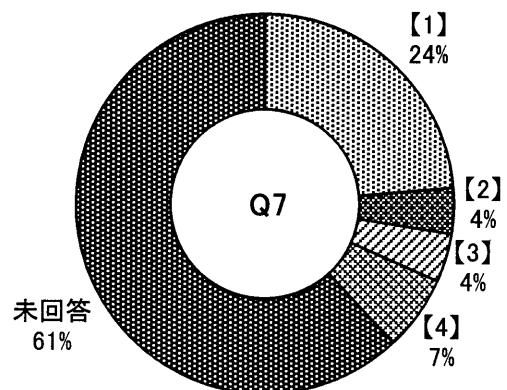
【Q6】 病院長に任期のある施設にお伺いします。
病院長の再任は可能ですか？

- (1) 不可
- (2) 2期まで可能
- (3) 3期まで可能
- (4) 可能(制限なし)
- (5) その他



【Q7】 私立の施設にお伺いします。病院長は理事、評議員となりますか？

- (1) 理事および評議員になる
- (2) 理事となるが評議員とはならない
- (3) 評議員となるが理事にはならない
- (4) どちらにもならない

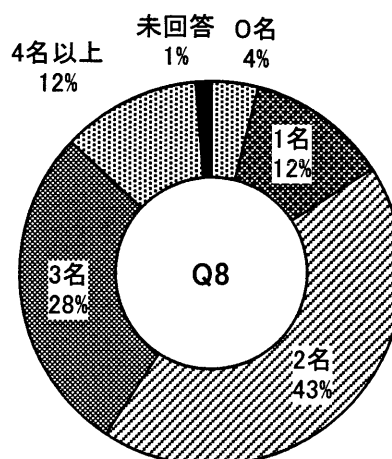


《副院長職に関する質問》

【Q8】 ~ 【Q11】

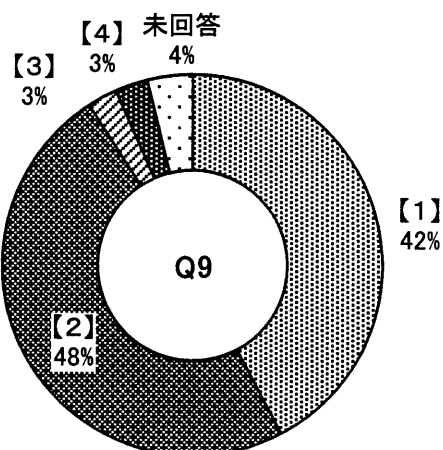
【Q8】 副病院長あるいは病院長補佐(以下副院長とする)の有無についてお答えください

- (1) いない
- (2) 1名
- (3) 2名
- (4) 3名
- (5) 4名以上



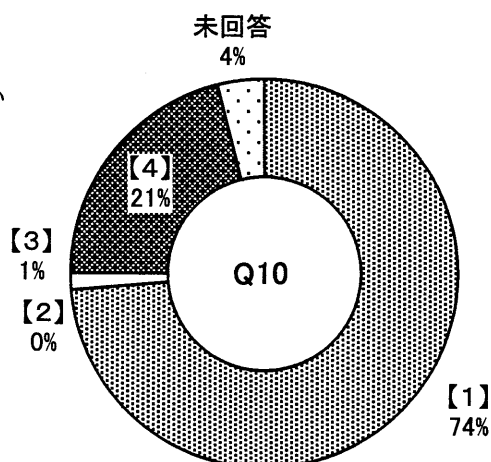
【Q9】 副院長の選定方法をお答えください

- (1) 病院長の指名による
- (2) 選考委員会を通じて選定する
- (3) 病院運営会議あるいは診療部門長会議で選定する
- (4) その他



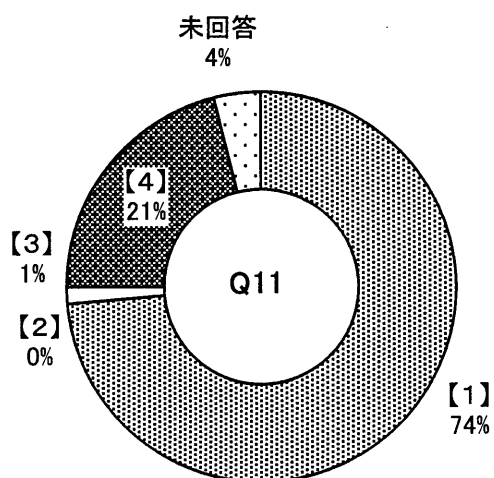
【Q10】 副院長という職務は院内で正式に定められたものですか？

- (1) 正式に規定されており、給与面で優遇されている
- (2) 正式に規定されているが、給与面での優遇はない
- (3) 正式な職種ではない
- (4) その他



【Q11】 副院長の院内における役割分担は明確化されていますか？

- (1) 安全管理を含めて、分担が明確化されている
- (2) 安全管理は明確化されていないが、役割分担は明確化されている
- (3) 明確にされていない
- (4) その他

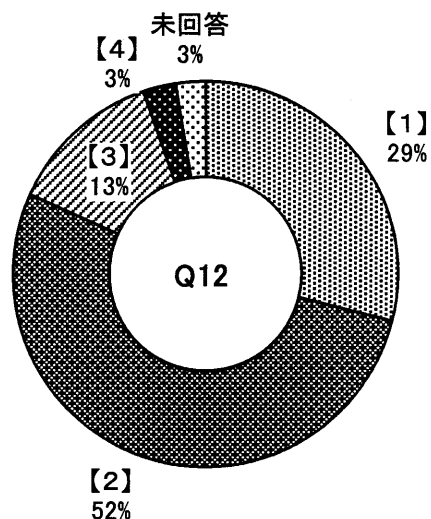


《病院長の権限に関する質問》

【Q12】 ~ 【Q13】

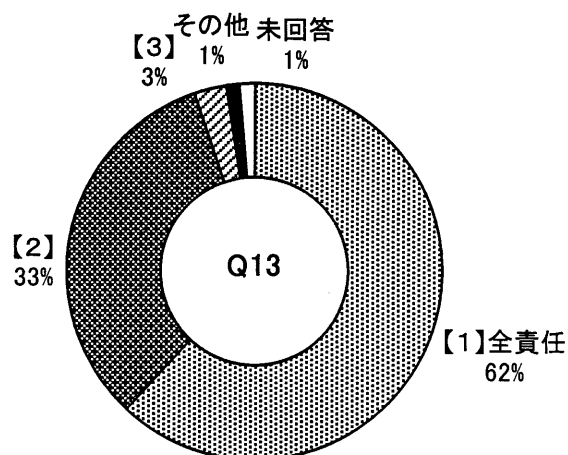
【Q12】 病院長として安全管理面での改善策を実施しようとする場合
十分な権限が与えられていますか？

- (1) 病院長の権限で容易に実現できる
- (2) ある程度の困難が伴うが実現できる
- (3) 病院長の権限だけでは実現できない
- (4) その他



【Q13】 病院長として安全管理面での責任はどのように科せられますか？

- (1) 全責任が病院長にある
- (2) 一義的な責任はあるが他にも責任がある
- (3) 責任の一部を負っている
- (4) その他



《病院長の人事権等に関する質問》

【Q14】～【Q24】